

「流山市文化芸術振興条例（案）」に係るパブリックコメント実施要領

1 目的

「流山市文化芸術振興条例（案）」について、市民の皆様のご意見を募集するものです。

2 制定の背景

少子高齢化とともに子育て世代の人口流入が進む本市において、あらゆる世代が参加でき、市内外での交流活動が活発となる文化芸術の重要性は一層増しています。生涯学習、青少年育成、文化芸術の振興、スポーツ活動の推進等で構成する「流山市生涯学習推進基本構想」を踏まえつつ、より文化芸術振興に向けた取り組みが求められていることから条例を制定するものです。

3 制定する条例の概要

基本理念、市の責務、市民等の役割、基本施策、基本方針等について条例で定めるものです。

4 条例制定に係る考え方

文化芸術にかかる本市の基本理念や、市・市民・団体の役割、文化芸術の振興方策等を明確にしています。

5 意見を募る対象

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

6 意見募集期間

平成26年9月1日（月）～平成26年9月30日（火）（必着）

7 公表方法及び閲覧場所

流山市ホームページに掲載します。また、生涯学習課、情報公開コーナー、各出張所、各公民館（南流山センター）、生涯学習センター、市民活動推進センター、中央図書館、森の図書館の窓口でも閲覧することができます。

8 ご意見等の提出方法

住所、氏名を明記し、ファクシミリ、電子メールによる提出、又は直接書面を生涯学習課ご持参ください。いただいたご意見は、これに対する市の考え方とともに、整理した上で公表します。なお、個別回答はいたしませんので、ご了承ください。

9 問い合わせ先及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

電話番号 04-7150-6106

FAX 04-7150-6521

E-mail shougaigakushu@city.nagareyama.chiba.jp